

**(23.10.12)**

## 第1章 総則

## 第2章 財産管理等委任契約

## 第3章 見守り支援委任契約

## 第4章 任意後見契約

## 第5章 負担付き遺贈遺言書等（遺言書・遺贈契約書）

## 第1章 総則

**(目的)**

第1-1条 一般社団法人ピアサポート仲よし（以下当法人という）は、会員及びその家族の生活を支援し、住居の維持費、医療費、施設利用費、介護費用などの各種費用の支払いを行い、見守り支援し、健康で豊かな生活を確保するために、各種のサポート業務を行うが、その運営にあたって守るべき事項をここに定め、会員に約束するために、この規定を定めます。

**(管理財産の定義)**

第1-2条 当法人の管理財産は以下の4つの財産に会計区分します。

- ① 負担付き遺贈財産： 負担付き遺贈遺言書等（遺言書・遺贈契約書）によって負担義務を付加された遺贈財産
- ② 管理受託財産：
  - ㊦ 財産管理等委任・任意後見契約公正証書により当法人が管理を委任された財産
  - ㊧ 当法人が成年後見人になった場合の被後見人の財産。
- ③ 法人運営財産： 当法人の会費・受取報酬や助成金収入を財源とし、当法人の運営に必要な支出を行うための財産
- ④ 助け合い寄付特定資産： 定款第32条第3項に定めたもので、会員等からの寄付金を財源とし、理事会で定める用途に限定して使われる財産

**(パターン別での契約の種類)**

第1-3条 本人に契約能力があり、本人名義の財産を持っている場合をパターン①と呼び、子に契約能力が無い場合や、子名義の財産が不足している場合をパターン③と呼びます。

2、パターン①の場合は、本人は当法人と財産管理等委任・任意後見契約公正証書、見守り支援委任契約を結ぶこととなります。任意後見契約を結んでないと、本人に新しい契約をする必要が生じたのに、意思表示能力がないと認定されてしまったときには、成年後見人を選ぶ必要が生まれます。当法人があらかじめ結ばれた任意後見契約によって任意後見人になれば、成年後見人を選ぶことなく、新しい契約を結ぶことが可能になります。

3 パターン①の場合、子の死亡後の葬儀等の支援をしっかりとしたものにするためには、負担付き遺贈遺言書等が必要です。

4 パターン③の場合は、親等は子と親自身のために財産管理等委任・任意後見契約公正証書、見守り支援委任契約を、当法人と結ぶこととなります。この場合、親等が子を受益者として負担付き遺贈遺言書等を書けば、子に対して親の死後の財源が当法人に確保され、当法人が子のために老人ホームの身元保証人等にもなることもできます。しかし、負担付き遺贈遺言書等がない場合は、親等の死亡時点で、子等のための成年後見人の申立てが必要となります。また、負担付き遺贈遺言書等がない場合は、子等の葬儀埋葬までの対応はできなくなります。

5 当法人が負担義務を持たなければならない負担付き遺贈遺言書等が作られたとき、あるいは作られるとき、それに対応できるかどうかを、理事会は検討し、当法人が対応できるかどうかという回答をすみやかにその遺言者等に伝達することとします。

#### **(順守義務)**

第 1-4 条 管理財産の管理にあたっては、当法人は、以下のことを順守します。

- ① 管理財産は、第 1-2 条の会計区分別に別個に管理し、半年ごとに監査されます。
- ② 負担付き遺贈財産（第 1-2 条①）及び管理受託財産（第 1-2 条②）は、遺言者・委任者・被後見人等、その財産の所有者・受益者毎に区分し、増減を管理します。
- ③ 預貯金・有価証券については、その有価証券の種類・金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人・管理引受けの期日・残高を記録し、所属本人ごとの一覧表を作成するとともに、それぞれの預貯金・有価証券ごとに、その増減の日付・金額・摘要を記録します。
- ④ 不動産については、その謄本コピー及び固定資産税納付書の明細のコピーを保存し、その一覧表を、移動のあるごとに作成します。
- ⑤ 上記③の預貯金等の残高一覧表は、各預貯金等の通帳残高を半年ごとに残高照合します。上記④の不動産の残高は、毎年の固定資産税の納付書と照合し、現存を確認します。

#### **(改廃)**

第 1-5 条 この規定の改廃は、理事の 3 分の 2 以上の賛成で行うことができることとします。

## 第 2 章 財産管理等委任契約

### **(契約発効まで)**

第 2-1 条 財産管理等委任・任意後見契約公正証書書が結ばれるとなるべく早い時期に、担当者は、委任者に、メイン預金口座・小口預金口座・引落口座間でのインターネット振替ができるような手続をしてもらい、その振替に必要な契約者 ID・ログインパスワード・確認パスワード・その他のデータおよび補填のための基準金額（指図書での指定金額）の一覧を記録保管し発効に備えます。

## (契約の発効)

第2-2条 以下の場合、財産管理等委任契約、見守り支援委任契約が発効します。

- ① 本人が財産管理等委任・任意後見契約公正証書、見守り支援委任契約を結べた場合（パターン①の場合）は、本人が文書で申し出るときに委任事務を開始します。書面による申出ができない場合に限り、口頭で申し出ができることとし、この場合、当法人はその旨を書面に記録し保存するものとします。親等の意思表示能力が不安定になったとき、あるいは親等が死亡したときには、委任事務の開始を本人が申し出するよう説得します。
- ② 本人が契約できず、親等が財産管理等委任・任意後見契約公正証書、見守り支援委任契約を結んだ場合（パターン③の場合）は、財産管理等委任契約、の発効を親等が希望する（担当者が必要と判断するときは説得することが必要）ときに、財産管理等委任契約、見守り支援委任契約が発効します。
- ③ 上記①で。親等の意思表示能力が不安定になっているかどうか、②で担当者が必要と判断するかどうかの判断は、見守り支援委任契約の担当者を中心に第3-1条第2項の月次連絡の際にチェックし、必要があれば訪問して判断をすることになります。

## (管理財産)

第2-3条 受益者の財産管理の内、預金口座は、以下の4種類とします。

- ① 引落口座： 受益者名義の預金で、受益者の住居の維持費、施設利用費、介護費用、諸会費、水道光熱費、保険料等の受益者の生活に必要な（別途指図書にて委任者が指定）金額が、自動引き落としされる口座。受益者の年金等が振り込まれる口座が望ましいです。受益者が複数の場合はそれぞれの引落口座を作ります。
- ② 小口預金口座： 受益者名義の預金で、受益者の小遣（薬・化粧品・通院の医療費・理美容・衣服履物・趣味の雑誌玩具等の費用）として使う金額を、受益者または受益者の入居施設の担当者や世話人がキャッシュカードで引出せる預金。郵便貯金口座の様に、キャッシュカードが2枚作れる預金で、引出しやすい口座が望ましい。受益者が複数の場合はそれぞれの小口預金口座を作ります。
- ③ メイン預金口座： 委任者名義の普通預金の一つをメイン預金と名付け、この預金口座から、①②の預金へ、月1回必要に応じて補填します。親が委任者（パターン③）の場合は、委任者名義の内一部の預金のみをメイン預金として当法人へ管理委任すればいいわけで、それ以外の残りの預金は委任しないで自分で管理します。
- ④ その他の預金・有価証券： できるだけ早期にメイン預金口座に預け替えるようにします。

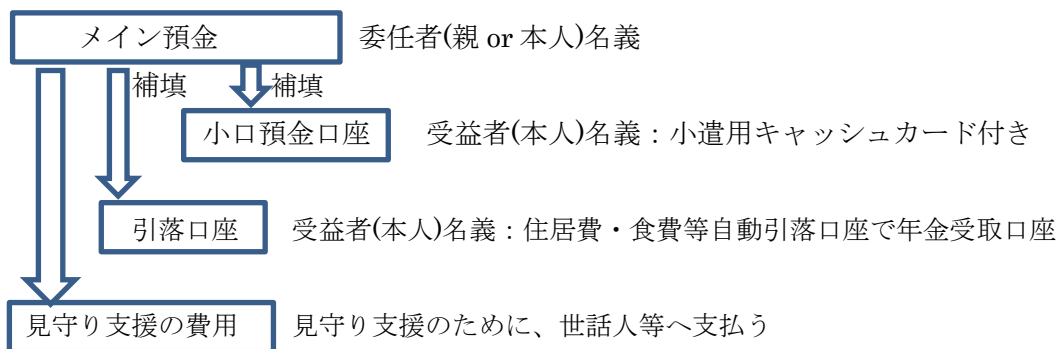
2 預金以外に、不動産を管理財産とすることもできます。賃貸用不動産の管理を当法人が受けた場合は、適当な不動産業者を選び、その不動産業者に管理や修繕維持等を再委任することとなり、別料金になります。預貯金管理以外の財産管理が委任された場合は、その財産管理担当者を別に定めるかどうかを検討します。

### (補填金額)

第 2-4 条 第 2-1 条の記録帳簿に基づき、発効時点からインターネットで月 1 回、引落口座・小口預金口座の残高を確認し、以下の様に補填します。

- ① 引落口座：残高を確認し、基準金額（指図書での指定金額）以下になっていたら、基準金額以上になるよう補填します。
- ② 小口預金口座：残高を確認し、基準金額（指図書での指定金額）以下になっていたら、基準金額以上になるよう補填します。
- ③ 引落口座・小口預金口座の残高が大きすぎる金額になっているときに、そこからメイン預金口座へ引き出し、引落口座・小口預金口座の残高は減額できます。パターン③の場合は、法律的には、後見人の同意が必要になりますが、現在の社会慣行では、親の同意で子の預金移動は行われていますから、利害関係者が存在せず、贈与税の枠である年間 110 万円以内の移動であれば、問題は起きないと思われます。
- ④ 契約が発効したときに、メイン預金の預金通帳と印鑑とを預かることとし、小口預金口座・引落口座の通帳と印鑑も預かったほうがベターです。小口預金のキャッシュカードを本人または世話人や施設管理者へ渡すこととなります

2 見守り支援委任契約書に規定される見守り支援のために必要な支払いが発生した時は、メイン預金口座等から振込等で行われます。この場合は、サポート会費以外に、別途の振込等の手数料が報酬規程により当法人に支払われます。



\*引落口座・小口預金口座 ← メイン預金、を上図に記入しましたが、  
引落口座・小口預金口座 → メイン預金、については第 2-4 条③を参照

### (計算と報告)

第 2-5 条 次条に定める 3 か月ごとの報告書及び計算書を 1 か月以内に委任者（親等がいる場合は親等へも）報告し、同時に当法人の監査の資料として保存します。

### (計算期間と報告)

第 2-6 条 計算期間は、4 月～翌 3 月とし、3 月 31 日を計算期間の末日とする。ただし、最初の計算期間は開始日から 3 月 31 日までとし、最終の計算期間は、契約終了日までとします。

2、当法人は、6月、9月、12月、3月の末日を締め日として管理財産の状況に関する前3か月の報告書及び計算書を作成します。報告書には、前3か月間の支出額毎に、支払先の相手が記入された通帳のコピーと、メイン預金口座からの直接現金支払いの場合は領収書を、請求書に対応する振替支出の場合は請求書を、時系列で綴ったものあるいはノート等に張り付けたものを添付します。

3 年度末の報告書には、前項以外に、引落口座から自動引き落としの明細を添付します。

4 事務代行者が通帳の管理など負担義務の一部の委任を受けている場合は、事務代行者は、当法人へ、前項の報告のうち、委任を受けている部分の報告をします。

#### (契約業務の終了)

第 2-7 条 財産管理等委任・任意後見契約公正証書、は、委任者が死亡しその葬儀埋葬関連費用の支払いが完了するまでとします。

2 財産管理等委任・任意後見契約公正証書により、任意後見契約が発効したときに、財産管理委託契約は終了し、任意後見契約に引き継がれます。

#### (委任者の死亡後の対応)

第 2-8 条 葬儀に必要な、相応の葬式・供養・骨収めに必要な相当な額を、預かっている財産からあらかじめ当法人が受け取ることができると書きますが、急死の場合等では、その死亡者の預金を引き出すことには、実務上困難が伴うと考えられます。

パターン①(第 1-3 条第 1 項)の場合、本人の負担付き遺贈遺言書等で、当法人が遺贈された金額の範囲内で行なうことが奨励されます。

パターン③(第 1-3 条第 2 項)の場合、親等が負担付き遺贈遺言書・負担付き遺贈契約書を作っていない場合は、親等が死亡したときには、その預金は、相続財産になり、子が、が相続するとすれば、その財産管理のため子は成年後見人に後見されることになる可能性が大です。その場合、成年後見人への報酬支払いが始まります。これを避けるために、親等が負担付き遺言書等で、当法人に負担付き遺贈をします。それにより財産は当法人のものとなり、委任者死亡後も財産は実質的に継続してサポートされることとなります。

パターン①パターン③いずれの場合も、遺言書が無効と訴えられる可能性もありうることで、財産管理等委任・任意後見契約公正証書、にもダブル形にはなりますが死亡後の処理も記述しておき、葬儀等を確実に実行できるよう安全を図ります。

2 受益者の死亡により、財産管理等委任・任意後見契約公正証書、が終了するときは、管理委任された財産は相続財産となります。相続人がいない場合で、遺贈書がない場合は、国庫へ移管されてしまいます。

### 第 3 章 見守り支援委任契約

#### (契約業務の開始)

第 3-1 条 当法人は、見守り支援委任契約は単独では締結せず、必ず、財産管理等委任・任意後見契約公正証書、と同時に結ぶことを条件としています。見守り支援の財源が確保

される必要があるからです。財産管理等委任・任意後見契約公正証書、が発効して定期的な預金管理が始まり、その財源で、見守り支援委任契約の定期的見守り支援が可能になります。

2 見守り支援委任契約の契約時に、受益者毎に担当者及び副担当者を定め、委任者との月次連絡をすることになります。1 か月に1回は電話連絡・メールや LINE での連絡をするように、見守り一覧表を作り、当法人全体でチェックしていきます。

本人や親が希望する場合や、月次連絡等で意思表示能力の不安が見つかった場合、第 2-2 条の様に委任契約が発効すると、本人や親はサポート会員になります。それまではピア会員として月次連絡のみの支援がおこなわれます。ピア会員の時は、親や本人等から支援の要請があったときのみ、スポット支援が行われ、経費は別途本人が支払うことになります。

#### (ピア会員の期間)

第 3-2 条 本人や親等から、前条のスポット支援の依頼があったときには、担当者は、依頼された必要な支援を行える世話人を探し、その支援に対応します。委任者は、当法人の報酬規程により、世話人と当法人に報酬を支払います。

#### (定期的訪問支援等)

第 3-3 条 第 2-2 条で記述された財産管理等委任・任意後見契約公正証書、の発効のときから、定期的訪問支援が始まります。当法人は受益者のために、原則として月 1 回世話人 1 名×1 時間 or 2 名×30 分（往復時間含まず）の定期的訪問支援をおこなうこと（世話人の給与となり、交通費は受益者実費負担）とします。居宅で 1 人暮らしの人への訪問等の場合は 2 名以上での対応とします。そのときに、可能な支援は、定期的訪問に付随して同時に行いません。

1 名×1 時間 or 2 名×30 分以上の支援が（訪問体制は担当者の判断）必要な場合は、世話人の報酬・交通費は受益者負担とします。世話人の時間当たり報酬・手数料（報酬規程による）が、財産管理等委任・任意後見契約公正証書、のメイン口座から支払われ（委任者からの世話人への報酬支払となり、手数料は当法人の収入となり）ます。

2 定期的訪問支援によってあるいは他の情報により、以下のような見守り支援が必要だと判断される（指図書によって判断され、担当者と副担当者とが中心になって支援の判断をします）場合、その支援に対応できる世話人等を探し依頼します。その費用の支払いは当法人の報酬規程により、メイン預金口座から行います。

#### ① 受益者の福祉サービス等諸手続き支援

受益者の療育手帳・福祉サービスの受給者証・年金証書・健康保険証・マイナンバーカード・その他証書類の保管管理・更新の手続き、これらに類する手続きの支援が必要な場合

② 受益者の健康管理に関する支援

受益者が病気になった場合に、㊶定期的通院などの支援、㊷診察や入院の手続き、㊸医師の説明への同席、㊹その後の見舞い等、㊺居住の場での対応、㊻入居施設・通所施設からの緊急連絡への対応

③ 日常活動の見守り支援

受益者の生活に必要な家具、寝具、衣服、医薬品、化粧品、日常消耗品等が不足しているかどうかのチェックと不足している場合の購入等

④ 受益者の希望する余暇活動の支援

指図書に指定された、外食・ショッピング・観劇・音楽会・旅行・誕生日会等に同行者を必要とする場合に、同行者に受益者と同じ待遇を与えることを、委任された財産の残余高や指図書を勘案して配慮する必要があります。

⑤ 上記以外で、受益者の生活に不具合が生じた場合の支援

**(ライフステージに応じた居住場所の確保のための支援)**

第 3-4 条 当法人は、サポート会員の支援において、受益者が居住するホーム等の施設の利用が続けられることを最優先しなければなりません。長期入院の必要等が発生し、ホーム等からの退去を求められた場合、当法人は受益者の代理人となって、施設の収入減分を補填する金額の負担をすることで入居を続けられるよう、施設責任者に申し入れ、委任された財産の残余から支払うように努力しなければなりません。

2 受益者のために新たな入居施設が必要になった場合、当法人は受益者の代理人となって契約し、老人ホーム等の施設入居一時金や保証金等や入院費用を、財産管理委任財産の限度内で支払わなければなりません。

3 前項の行為に伴い、当法人が受益者の身元保証人・身元引受人等になることが必要とされた場合は、管理委任財産の限度内での身元保証人（または身元引受人等）を引き受け、必要な費用を支払います。

**(任意後見人・成年後見人)**

第 3-5 条 受益者が新たな契約をする必要が生じた場合などで、受益者に契約能力が無いことが支障になり、契約が成立しなかった場合は、当法人が受益者の任意後見人になれる場合（パターン①）はその発効の手続をします。

2 前項以外の場合（パターン③）は速やかに成年後見人の申立て（あらかじめ情報入手している 4 親等の親族の確認が必要）の手配をし、できれば当法人が受益者の成年後見人となれるよう手続をし、支援しなければなりません。

3 以上 1、2 項が原則の処理ですが、財産管理等委任・任意後見契約公正証書、書によるメイン預金からの自動引落とし手続きのシステムを使うことで、後見人名での契約書がなくても済むこともありうるので、その交渉を進める必要があります。

### **(支援の基準)**

第 3-6 条 第 3-3 条～第 3-5 条の支援の運用にあたっては、委任者から指図書が当法人に渡されている場合には、それに従うことを原則としますが、理事会でその対応を検討して支援します。

### **(世話人への対応)**

第 3-7 条 見守り支援の世話人には、有償ボランティアグループとして登録してもらい、連絡情報システム等を活用して依頼する必要があります。

2 受益者に見守り支援が必要だという情報は、受益者の担当者に連絡され、それに対応する世話人を探し依頼する作業を担当者を中心として行います。ケアマネージャー・ヘルパー事業所・障害者相談支援員・(社福)手をつなぐ育成会地域サポートセンター等もフルに利用し、公的な制度の利用も検討します。民間の家政婦紹介所の利用も検討します。

3 見守り支援の世話人への支払は月払いになります。世話人の報酬単価は支援の種類により、理事会で決定した報酬規程によります。

支払は、受益者のメイン預金から、世話人への報酬と当法人への事務手数料が振替により支払われます。

4 見守り支援をしてくれた世話人は、当法人の従業員となりますから、源泉税処理のために「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出してもらいます。それにより、月額 88,000 円以下は源泉税ゼロになります。支払は月払いになります。世話人の給与時間単価と当法人への事務手数料は支援の種類により、理事会で決定した報酬表によります。メイン預金口座から、世話人への報酬が振替により支払われます

## **第 4 章 任意後見契約**

### **(事前の情報)**

第 4-1 条 当法人と任意後見契約を結んだ委任者本人の判断能力が衰えてきたときに備えて、委任する財産の明細、預貯金口座の番号・キャッシュカードの ID・パスワード等をあらかじめ、登録してもらうことが必要です。小口預金口座と引落口座とメイン預金口座も作っておいてもらうことで、委任者本人の判断能力が衰えてきたとき、スムーズに発効への移行ができます。委任者本人の判断能力が衰えても、任意後見の発効をしないで、財産管理等委任契約、見守り支援委任契約で対応できます。

### **(任意後見の発効)**

第 4-2 条 任意後見契約を結んだ時から、担当者・副担当者を選びます。判断能力が衰えてきたと、担当者が判断したときは、精神科医の診断書等により家庭裁判所と相談し、担当者が精神科医へ同行して、当法人として判断します。

2 前項の判断により、家庭裁判所に、任意後見監督人の選任を申請します。任意後見監督人の決定の連絡が家庭裁判所から来た時に、任意後見が発効する開始日となり、当法人が任意後見人となります。



### **(財産管理・見守り支援の義務)**

第4-3条 前条の発効により、当法人は委任者本人（受益者）のために、委任された財産をまとめて、委任者毎のメイン預金口座として掌握し、そこから支出することで、委任された財産の範囲内で、財産管理（第2-3条～第2-6条）・定期的見守り支援（第3-3条～第3-6条）の義務を遂行します。

### **(計算と報告)**

第4-4条 任意後見契約の計算期間は第2-5条に定めています。

2 第2-5条に定める3か月ごとの報告書及び計算書を1月以内に任意後見監督人へ報告し、当法人の監査の資料として保存します。

### **(解除)**

第4-5条 委任者本人または当法人は、任意後見監督人が選任されるまでの間は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、本契約を解除することができます。

2 委任者本人または当法人は、任意後見監督人が選任された後は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、本契約を解除することができます。

## **第5章 負担付き遺贈遺言書等**

### **(死亡前の事前折衝)**

第5-1条 遺贈が受けられる遺言書が作成される場合、当法人の担当者は、当法人を遺言執行者に指定することを勧めるとともに、その遺言書のコピーをいただくように、依頼します。遺言書を作成する場合も、遺贈契約書を当法人と契約する場合も、少額の預金のみの場合を除き、公正証書にしておくことが望ましいですが、修正することも考えられる場合は手書きで自書し、年月日と署名を忘れないようにしてもらいます。文字を修正した場合は、書き直してもらいましょう。

2 遺贈を受けると、相続税がかかることもあり、全額が受け取れないことがあります。不動産の遺贈を受けると、最大20%のみなし譲渡所得税が相続人に課税されますし、登記費用や、不動産取得税（包括遺贈の場合のみ課税されません）が課されますので目減りすることを、遺言者・相続人にも納得してもらっておく必要があります。

3 負担付き遺贈遺言書等には、遺言者の財産が、以下の2つに明確に区分されて表記されているかどうかを確認する必要があります。

① 指名した受益者のために当法人へ遺贈する負担付き遺贈財産（受益者の葬儀等の費用支払いのための財産を含みます）

② 遺言者の相続人等に対して相続させる財産（誰に、いくら相続させるか）

4 パターン③場合、前項①の指名を受ける受益者名の、小口預金口座と引落口座を作っておくと、そこへ毎月振り込むことで、財産管理が簡単にできますから、推奨されます。

5 受益者が死亡し葬儀等の支払いが済んだ後の前項①の残余財産の内、いくら金額を誰に帰属させるのかあるいは寄付するのかが、記述されている必要があります。ただし、

遺言書では記述なしでも、別途指図書で指定した場合も、当法人はそれに従って処理します。

#### (遺言執行者)

第 5-2 条 負担付き遺贈遺言書等で当法人が遺言執行者に指名されているときは、遺言者が借用中の貸金庫があればその開庫、内容物の引取り、貸金庫契約の解約、預貯金債権その他の金融資産の名義変更、払い戻し、解約等のほか、医療費、公租公課、その他の債務の支払い、生命保険の請求手続きなど本遺言執行に必要な一切の行為をする権限を、もちます。

2 遺言執行者に指名された当法人は、遺言書に従って、第 5-1 条第 3 項②の相続財産を遺言書に指名された者に配分しなければなりません。

3 遺言執行者としての事務は、必要と認めるときは第三者に委任することができ、その場合の報酬は、第 5-1 条第 3 項②の相続財産から支払います。

#### (未払い費用等の処理)

第 5-3 条 遺言執行者に指名された当法人は、次の費用等は、第 5-1 条第 3 項②の相続財産から支払い負担します。

- ① 遺言者の未払公租公課、未払入院費用、その他の債務
- ② 遺言者の葬儀・納骨・法要関係の費用
- ③ その他、第 5-1 条第 3 項②の相続財産の相続事務執行に関する一切の費用（ただし、第 5-1 条第 3 項①の負担付き遺贈財産に関するものは除く）

#### (遺贈財産の管理)

第 5-4 条 遺言者が死亡したとき、負担付き遺贈財産（第 5-1 条第 3 項①の財産）を、遺言者名義から当法人の名義へ変更する手続や、相続税・贈与税等の申告・納付の手続は、当法人が司法書士・税理士等に依頼して行います。その事務処理費用（登記費用、事務代行者に対する報酬を含む）は、負担付き遺贈財産から支払います。

2 当法人は、負担付き遺贈の効力発生後すみやかに遺贈財産の引渡しを受け、自ら管理するとともに、負担義務の費用をはじめそれに伴う各種の費用や支援の費用は本遺贈効力発生日をもって負担付き遺贈財産から支出・管理します。

3 負担付き遺贈財産については、当法人および当法人が指名した事務代行者以外のものが取扱えないように管理し、かつ、遺贈財産を当法人の他の財産とは分別し、両財産を混同しないように管理します。

#### (受益者が遺言者本人でない場合：パターン③)

第 5-5 条 子等を受益者として親等が受益者のために残した負担付き遺贈財産は、遺贈者ごとに負担付き遺贈財産を一覧表で管理し、遺贈者が分かるように名称を付した預金科目をメイン預金として管理し（所有者は当法人です）、そこから支出することで、遺贈財産の範囲内で、受益者のために財産管理・見守り支援の義務を遂行します。

2 当法人はメイン預金口座から支出して、第 2-3 条で規定した、受益者の小口預金口座・引落口座（受益者の名義、第 5-1 条第 4 項参照）の残高補填を行います。

3 当法人は受益者のために、負担付き遺贈遺言書等により、負担義務として第 3-3 条に定める定期的訪問支援を行い、第 2-6 条に定める 3 か月ごとの報告書を、遺言者の相続人（生きている場合のみ）に報告します。

（受益者のいない負担付き遺贈の場合：パターン①）

第 5-6 条 受益者のいない負担付き遺贈財産は、主として遺贈者の葬儀等の死後処理のために使われることになり、その支払い後の残余財産は帰属者として指定されたものに帰属させることとなります。

（葬儀等）

第 5-7 条 当法人は、受益者の死亡の際は、遺体の引取り等の支援をし、葬儀にあたっては、別途指図書にて指定の寺院の住職等のもとで、相応の葬式・供養・骨収め等を行ない、その費用を支払わなければなりません。

（負担義務の期間）

第 5-8 条 負担付き遺贈遺言書等に基づく負担義務の期間は、本遺贈効力発生日（遺贈者死亡の時）を開始日とし、受益者（複数の場合はすべての受益者）が死亡し、葬儀埋葬費用の支払い完了日を終了日とします。

（負担義務の計算と報告）

第 5-9 条 負担義務期間終了後、報告書及び計算書を 1 月以内に遺言者の相続人（生きている場合のみ）へ報告し、当法人の監査の資料として保存します。

2 民法第 1027 条の定めでは、当法人が負担義務を履行しないときは、「相続人は」「履行の催告をすることができ」「履行がないときは、負担付遺贈に係る遺言の取消しを家庭裁判所に請求することができる。」とされています。その意味でも、遺言者の相続人に対して報告する必要があります。

（負担義務の解除等）

第 5-10 条 経済事情の変化、天災地変その他やむを得ない事由により負担義務目的の達成が不可能または極めて困難になったと判断されるとき、あるいは、受益者の利益が損なわれる恐れがあると判断されるとき、当法人への遺贈による負担義務は、当法人と遺言者の相続人（生きている場合）と協議の上、終了させることができます。

（負担義務の報酬）

第 5-11 条 負担義務の当法人への毎月の報酬は、受益者 1 人当たり、月 5,000 円として、遺贈財産から、当法人の財産に毎月移動させます。これは、税法上の報酬ではなく、遺贈財産の残余財産から当法人の財産への移動にすぎません。

（負担義務終了時の遺贈財産の帰属等）

第 5-12 条 受益者（複数の場合、そのいずれも）死亡後半年以内に、この負担義務は終了するものとし、前条の報酬を移動させ、葬式・供養・骨収め等の費用を支払った後の残余

の遺贈財産は負担付き遺贈遺言書等の記述に従って帰属させます。指定した金額を当法人に帰属させる旨が遺言書・指図書に書いてあれば、そのように帰属させ、当法人の「助け合い寄付特定資産」に寄付する旨の記述があれば、その処理をします。

2 受益者のいずれかが生存の場合にこの負担義務が終了する（第5-10条）ときは、残余の遺贈財産は受益者に帰属させます。